

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当
			文化観光局横浜魅力づくり室企画課 担当人名 須田、藤井 電 話 671-4142

設 計 書

1 委 託 名 令和2年度Instagramを活用した海外向け都市ブランド向上
プロモーション事業

2 履 行 場 所 文化観光局横浜魅力づくり室企画課等

3 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日
又は期限 期限 平成 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要

8 部 分 払

する

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形 状 寸 法 等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
アカウント運営		12	月			
アンバサダー運用		1	式			
ストーリーズの活用		12	回			
広告運営		1	式			
イベント運営		1	式			
業務実施報告		1	式			
小計						
消費税 (×0.10)						
合計						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

仕 様 書

1 件名

令和2年度Instagramを活用した海外向け都市ブランド向上プロモーション事業

2 事業目的

世界で約10億人のユーザーを有するSNS「Instagram」により、横浜の都市ブランドイメージを伝える画像・動画を発信し、世界各国で横浜ファンとなるフォロワーを獲得するとともに、フォロワーとのコミュニケーションを通じた横浜への好意醸成を行い、横浜のブランドイメージの向上につなげる。

3 @findyouryokohamaの世界感

横浜市ブランドスローガン『Inspire Your Soul ~Find Your YOKOHAMA』をコンセプトに、横浜の魅力をクリエイティブに切り取った画像・動画を投稿し、横浜のブランドイメージの向上を図る。横浜が「新しい発見」、「磨かれる感性」、「高まる高揚感」を提供する街であり、様々なヒト・モノ・コトから刺激を受け、視野と世界が広がり感性が磨かれる場所であることを感じ取ってもらえる世界感を表現する。

4 業務内容

上記3で設定した世界観に沿って、通年でアカウント運営を実施する。

(1) Instagramアカウント運営

ア 適切な説明文と「#（ハッシュタグ）」を付して毎日画像・動画の投稿を行う。
なお、投稿時の説明文は英文とする。

イ 「#myyokohama」を付して投稿された画像及び、「#myyokohama」を付さずに投稿された画像の中から、アカウントで投稿する画像の候補を選定する。その際、前者と後者を2:1程度の割合とする。

ウ イで選定した画像のうち、横浜市が合意した画像に対し、横浜市で定めた手順に則してインスタグラマーから規約に対する合意を得ること。インスタグラマーより規約への合意が得られなかった場合は投稿をしないこと。

エ 投稿用の画像・動画を年12回撮影し、アカウントへ投稿すること。なお、横浜市が撮影場所、日程を指定した場合はその内容で対応し、アカウントへ投稿する画像、動画は横浜市と協議し合意を得たものとする。なお、撮影した画像、動画の元データは横浜市へ納品し、横浜市のプロモーション等での利用を認めることとする。

オ 「#myyokohama」での投稿促進及びアカウントの更なる活性化を目的とし、四半期ごとにアカウントで「いいね！」数を多く獲得した写真10枚程度でスライドショー動画を制作し、アカウント上および横浜市が用意するデジタルサイネージ等のタッチポイントにて配信を行うこと。動画作成に当たっては、投稿者から画像の使用許諾を得ることと同時に画像の元データを入手すること。なお、横浜市が用意するタッチポイントでの配信に係る諸手続きは横浜市で実施する。また、上記記載の目的

に対し、他に有効な企画がある場合は横浜市へ提案し協議のうえ実施内容を変更するものとする。

カ フォロワーから投稿に対しコメントがあった場合は必要に応じて返信を行う。

キ 乗っ取り、炎上等、事故が発生した場合は、至急横浜市の担当者へ共有し、適切な対応を行う。

運営期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※アカウント運用にあたっては、「横浜市役所文化観光局公式Instagramアカウント運用ポリシー」、その他関連する法令を順守すること。

(2) アンバサダー運用

ア 横浜にゆかりがありフォロワー数1万人以上をもつ影響力のあるアンバサダーを令和2年5月末までに3名選定する。なお、選定するアンバサダーはそれぞれ得意とする写真、技術が異なるようにすること。また、アンバサダー選定にあたっては、横浜市と協議し決定するものとする。

アンバサダーへ求める事項は以下の通り。

(ア) 横浜の画像を年間5枚提供すること。

(イ) 提供画像の元データを横浜市へ納品し、横浜市のプロモーション等に使用することができることとする。なお、利用期限は定めない。

(ウ) 年間5枚のうち、1枚は横浜市が指定するテーマおよび場所での撮影を相談できることとする。その際、横浜市が指定するテーマ、場所に適切なアンバサダーを選定し提案すること。

(エ) 横浜市が主催するInstagramに関するイベントでの対応を依頼した場合、可能な範囲で対応すること。

イ アンバサダーとの委託締結及びコミュニケーションを行う。

(3) ストーリーズの活用

ア 年間12回、通常の投稿では発信できないイベントの周知などをストーリーズにてタイムリーに発信する。

イ ストーリーズの配信内容、時期については横浜市と協議し決定するものとする。

ウ ストーリーズの投稿画像が必要な場合は、6回まで受託者にて撮影を行い投稿画像を調達する。それ以外是一般Instagramユーザーの投稿画像を活用することとするが、その際の画像利用許諾の取得等、一般Instagramユーザーとの必要な手続きも実施すること。

(4) 広告運営

年間15,000人以上のフォロワーを獲得するInstagram広告配信を行う。現在約、国内6：海外4のフォロワー比率であり、海外のフォロワーをさらに獲得していくため、国内ほかアジア8地域（中国、韓国、台湾、香港、タイ、シンガポール、マレー

シア、インドネシア) やインド、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを見据え、米州や欧州、豪州も含め広告配信を行う。また、年間を通じて、広告が効果的であると想定される配信国・地域がある場合は、横浜市へ提案を行い、横浜市と協議のうえ配信国・地域を追加及び変更することとする。

(5) イベント運営

フォロワーのアカウントへの好意を更に深めるため、SNS上ではない直接の交流が図れるイベントを実施すること。

ア ファンミーティングイベント

(ア) 場所

横浜市内の施設（面積150㎡程度の施設とする）

(イ) 回数

1 回

(ウ) イベント期間

3 日間程度

(エ) 実施時期

開催に適切な時期を、別途横浜市と協議し決定すること。

(オ) イベント内容

フォロワー同士の直のコミュニケーションを通じて、フォロワーのアカウントへの好意を増強させ、より横浜の魅力を発掘するきっかけとなるようなイベントを企画、運営する。なお、実施内容に以下(ア)から(カ)を盛り込むこととする。

- a イベント企画およびテーマは、アカウントファンの参加を喚起するようなものとする。また、平成30年3月、31年3月、令和2年3月の実施イベントと異なる企画およびテーマを設定すること。
- b これまでアカウントで紹介してきた画像を展示すること。
- c Instagramに関するワークショップ等、ファンの参加型企画を計2回（各1時間程度ずつ）行う。また、講師の手配（最低1人）も含めること。
- d イベント期間中にファンとのコミュニケーションが図れるような交流会を1回（2時間程度）行うこと。
- e イベント開催の3か月前までにイベントの企画案を横浜市と合意すること。企画案に対して横浜市が修正を求めた場合は修正箇所の反映を行うこと。
- f アカウントにてイベントの周知及び広告を実施すること。

(カ) その他

- a 会場となる施設の借り上げ、会場の設営等、イベントの実施に必要な業務全般を行うこと。
- b イベントの安全且つ円滑な実施に必要な人員を手配すること。

イ 横浜市が主催するInstagram関連イベントを実施する際、フォロワーへの周知やイベント実施にあたり発生する事務業務等、横浜市担当者がサポートを求めた場合は柔軟に対応すること。

(6) 業務実施報告

以下の項目について、月次で定例会を実施して報告を行うとともに、定例会の議事録を作成し、終了後1週間以内に委託者と記載内容について合意をとること。

また、委託期間終了後には、年間の業務報告書を提出すること。

- ・投稿件数
- ・フォロワー数（国・地域毎、月毎の推移）
- ・「いいね！」数（月毎の推移）
- ・コメント数（月毎の推移）及び主な内容と傾向
- ・広告のリーチ数とエンゲージ数（国内、海外）
- ・広告費の内訳（国内、海外）

5 セキュリティについて

次のとおり管理体制を徹底し、トラブルが発生した場合はただちに適切な処理を施すとともに委託者に報告すること

- (1) アカウントの管理については、24時間365日の体制で適切に管理すること
- (2) ログインパスワードについては、定期的に変更し乗っ取り等の対策をすること
- (3) 使用端末は限定し、ウィルス感染等に対し万全を期すること

6 事業目標

フォロワー獲得数：年間15,000人以上

7 履行場所

文化観光局横浜魅力づくり室企画課等

8 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

9 履行の完了

Instagramアカウントでの発信内容及び報告書の確認をもって履行完了とします。

10 その他

- (1) 契約の履行にあたり、委託契約約款、個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- (2) 委託者と十分な協議を行いながら進めることとし、仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、横浜市の契約規則や委託契約約款などの定めるところによるほか、別途協議の上、決定するものとする。
- (3) 受託者は、進行状況等について、委託者が報告や資料の提出を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、委託者が認めた情報以外の情報を第三者へ提供及び公表をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に伴い、制作した成果物の著作権等の権利については全て委託者に

帰属するものとする。

- (5) この契約は、令和2年4月1日の改正民法の施行に伴い、新たに施行する本市契約約款を適用することとする。

11 担当者

横浜市文化観光局横浜魅力づくり室企画課 須田、藤井

TEL : 045-671-4142